（さいたま地方検察庁次席検事）
同　千葉雄一郎
秋田地方検察庁検事正に配置換する
仙台高等検察庁検事に併任する
仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる
仙台高等検察庁秋田支部長を命ずる
（東京高等検察庁総務部長）同　片山　巖
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁交通部長）同　住川　洋英
東京高等検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁総務部長を命ずる
（鳥取地方検察庁検事正）同　杉山　治樹
最高検察庁検事に配置換する
（神戸地方検察庁次席検事）同　畔柳　章裕
鳥取地方検察庁検事正に配置換する
神戸区検察庁検事の併任を解除する
（大阪高等検察庁総務部長兼法務総合研究所大阪支所教官）
検事兼法務教官　吉池　浩嗣
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁次席検事を命ずる
法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）検事　村瀬　正明
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）に併任する
（大阪高等検察庁公安部長）同　都甲　雅俊
最高検察庁検事に配置換する
（大阪地方検察庁刑事部長）同　矢本　忠嗣
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁公安部長を命ずる
（札幌地方検察庁次席検事）同　浦田　啓一
東京高等検察庁検事に配置換する
最高検察庁検事に併任する
（大阪地方検察庁公判部長）同　岩山　伸二
東京高等検察庁検事に配置換する
法務総合研究所研究部長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　竹内　寛志
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　和田　澄男
東京高等検察庁検事に併任する
（大阪地方検察庁総務部長）同　川原　隆司
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁刑事部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　齋藤　隆博
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁交通部長を命ずる
（横浜地方検察庁検事）同　横井　朗
東京地方検察庁検事に配置換する
（名古屋高等検察庁検事）同　木村　匡良
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁刑事部長を命ずる
（高松地方検察庁次席検事兼高松地方検察庁総務部長）同　木村　泰昌
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁総務部長を命ずる
高松地方検察庁総務部長を免ずる
（神戸地方検察庁刑事部長）同　八澤健三郎
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁刑事部長を命ずる
（神戸地方検察庁公判部長）同　永幡無二雄
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁公判部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　自見　武士
大阪地方検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　古賀　栄美
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁特別刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　丸山　毅
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁公判部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（京都地方検察庁特別刑事部長）
同　坂本　佳胤
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁刑事部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　鈴木眞理子
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁公判部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　工藤　恭裕
名古屋高等検察庁検事に配置換する
（さいたま地方検察庁刑事部長）
同　片岡　敏晃
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁次席検事を命ずる
（京都地方検察庁公判部長）同　小弓場文彦
高松地方検察庁検事に配置換する
高松地方検察庁次席検事を命ずる
かねて高松地方検察庁総務部長を命ずる
（千葉地方検察庁検事正）同　渡邊　徳昭
（宇都宮地方検察庁検事正）同　渡辺　登
（福岡地方検察庁検事正）同　飯倉　立也
辞職を承認する（各通）（以上十一月十日）

○定年退官
大阪区検察庁副検事深瀬勝士は、検察庁法第二十二条の規定により十一月十日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式
十一月十一日午後六時四十五分、宮中において、特命全権大使伊藤邦明、同廣木重之及び高等裁判所長官金井康雄の認証官任命式が行われた。

登録小型船舶教習所の登録に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。
平成二十六年十一月十四日
九州運輸局長　竹田　浩三
一(一)　登録年月日　平成二十六年八月一日
(二)　登録番号　九小教第九号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　重信海事事務所
(四)　住所　鹿児島県鹿屋市西原二丁目十一番十一号
(五)　代表者の氏名　重信　良広
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
マリンスクール鹿児島
鹿児島県鹿屋市西原二丁目十一番十一号
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所
二(一)　登録年月日　平成二十六年八月二十七日
(二)　登録番号　九小教第十号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　中村海事事務所
(四)　住所　鹿児島県大島郡和泊町大字和泊六九五―一
(五)　代表者の氏名　中村　琢二
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
中村海事事務所
鹿児島県大島郡和泊町大字和泊六九五―一
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年11月14日
近畿地方整備局長　森　昌文
道路の種類　路線名　区間
一般国道　171号　京都市南区吉祥院石原野上町8番1から同市南区吉祥院石原西ノ開町2番1までの上下線